

第5 議会の広報・広聴活動及び活性化に向けた取組みに関する調

1 議会広報（表73～75）

議会広報紙を発行しているのは980町村（94.1％）であり、そのうち議会単独発行は837町村（80.4％）、町村広報を活用して掲載しているのは143町村（13.7％）である。（表73）

議会広報の発行について、条例に基づく編集委員会等を設置している町村は562町村であり、その中では「特別委員会」が452町村（80.4％）と最も多く、次いで、「単行条例」による85町村（15.1％）、「広報常任委員会」の17町村（3.0％）、「議会運営委員会」の8町村（1.4％）である。

この条例に基づく編集委員会等を設置している562町村は、編集委員は全て議員であり、その1町村あたりの平均編集委員は5.8人である。

また、条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行しているのは、418町村であり、その中では「申合せ」による196町村（46.9％）が最も多く、次いで、「規程」の114町村（27.3％）、「その他」の108町村（25.8％）の順である。

条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行している418町村は、「議員と職員共同」が182町村で最も多く、次いで、「議員のみ」の130町村、「職員のみ」の43町村、「その他」の12町村の順であり、1町村あたりの平均編集委員は5.4人である。（表74・75）

表73 議会広報紙の発行

（単位：団体）

発行している	発行方法(内訳)		発行していない
	議会単独	町村広報活用	
980	837	143	61

表74 議会広報委員会等の設置

（単位：団体）

条例に基づいて編集委員会等を設置している議会	町村数	条例に基づく委員会等			
		常任	議会運営	特別	単行条例
	562	17	8	452	85
条例に基づく編集委員会等を設置していない議会	町村数	編集根拠			
		規程	申合せ	その他	
	418	114	196	108	

表75 議会広報紙の編集委員(メンバー)

(単位:団体)

区分	町村数	編集委員 / 編集メンバー				1町村あたりの平均編集委員 / メンバー数(人)
		議員のみ	職員のみ	議員と職員共同	その他	
条例に基づいて編集委員会等を設置している議会	562	562				5.8
条例に基づく編集委員会等を設置していない議会	418	130	43	182	12	5.4
合計	980	692	43	182	12	5.6

2 議会中継・ホームページの開設状況(表76~77)

議会中継を実施しているのは、377町村(36.2%)であり、中継手段(複数回答可)については、「庁内放送」が215町村で最も多く、次いで、「CATV」の121町村、「インターネット」の38町村、「その他」の34町村、「有線放送」の26町村、「防災無線」の5町村の順である。

議会中継を実施している377町村のうち「ライブ中継の実績」があるのは、222町村(議会中継実施町村の58.9%)である。(表76)

また、ホームページを開設しているのは、680町村(65.3%)であり、361町村(34.7%)は開設していない。

議会単独のホームページを開設しているのは、25町村(開設町村の3.7%)であり、残り655町村(開設町村の96.3%)は、町村のHP内に開設している。(表77)

表76 議会中継

(単位:団体)

議会中継								
実施している	中継手段(重複回答)							実施していない
	インターネット	CATV	ラジオ	有線放送	庁内放送	防災無線	その他	
377	38	121	0	26	215	5	34	664
(実施している町村のうち)								
ライブ中継の実績								
有	無							
222	155							

表77 ホームページの開設

(単位:団体)

開設している	開設状況(内訳)		開設していない
	議会単独	町村HP内	
680	25	655	361

3 議会の活性化に係る取組み状況(表78)

議会基本条例を制定しているのは104町村(10.0%)である。

地方自治法第96条第2項を活用し、議決事件の追加を行っているのは246町村(23.6%)である。

議会活性化に関して、例えば特別委員会を設置するなど議会活性化に関する議会組織を設置しているのは、163町村(15.7%)である。

表78 議会の活性化に係る制度・組織の整備

(単位:団体)

項目	整備(制定)している	整備(制定)していない
議会基本条例の制定	104	937
地方自治法96条2項追加事件	246	795
議会活性化に関する議会組織	163	878

(注)議会基本条例は、議会の使命や議員の責務、議会と長との関係や議会運営に関する基本的事項など住民に対して議会の果たすべき役割を明文化した条例を制定しているかとして調査したが、議会に係る条例(委員会条例や定数条例等)を制定している場合も回答いただいたため、104町村となっている。

4 夜間議会・休日議会・模擬議会・住民懇談会等の開催(表79~80)

夜間議会を開催しているのは19町村(1.8%)であり、その平均開催日数は1.4日である。

休日議会を開催しているのは31町村(3.0%)であり、その平均開催日数は1.3日である。(表79)

また、こども議会を実施しているのは、143町村(13.7%)、女性議会は13町村(1.2%)、その他の模擬議会を開催しているのは12町村(1.2%)である。

住民懇談会や議会報告会を実施しているのは、37町村(3.6%)である。(表80)

表79 夜間・休日議会の開催

(単位:団体)

項目	開催している	平均開催日数(日)	開催していない
夜間議会	19	1.4	1,022
休日議会	31	1.3	1,010

表80 模擬議会・住民懇談会等の実施

(単位:団体)

項目		実施している	実施していない
模 擬 議 会	こども議会	143	898
	女性議会	13	1,028
	その他の模擬議会	12	1,029
住民懇談会 議会報告会		37	1,004